

地域連携推進会議録

作成日：令和 7年 10月 23日

出席利用者	S.O M.H		事業 者 名		指定障がい福祉サービス事業所 やまぼうし	
開 催 日 時	令和 7年10月22日 11：00～12：35		サービス管理責任者氏名		佐藤 美紀	
開 催 場 所	指定障がい福祉サービス事業所 やまぼうし デリシヤス笑店					
会議出席者	所 属 等	氏 名	所 属 等	氏 名	所 属 等	氏 名
	米沢市市議会議員	鳥海 隆太	西部コミセン館長	治 田 健	法人代表	菊地 正規
	入居利用者母親	田中 信子	入居利用者姉	小関 和子	管 理 者	大津加 博
	サービス管理責任者	佐藤 美紀	生活支援員	中村 真由美	世 話 人	板垣 郁子
現状・報告・検討事項等及び検討内容・対応検討内容・対応						
1 開会（司会進行：管理者）						
2 開会の挨拶 法人代表菊地正規より、地域連携推進会議の趣旨と重要性について説明を行った。						
3 出席者紹介 管理者が出席者全員の紹介を行った。						
4 議事						
(1) 会議概要説明（サービス管理責任者） 会議の目的である ・利用者と地域との関係づくり ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進 ・施設等やサービスの透明性・質の確保 ・利用者の権利擁護 について説明等を行った。						
(2) 施設概要説明（サービス管理責任者） 障がい者総合支援法が定めるサービスである、日常生活の介護支援「介護給付」そして自立生活へ向けた支援と就労支援の「訓練等給付」の二つがあり、障がいのある人それぞれのニーズにあったサービスを利用する。また、訓練給付の中に共同生活援助があり、さらに共同生活援助には ・介護サービスの提供は、グループホーム事業者が自ら行う「介護サービス包括型」 ・介護サービスの提供は、グループホーム事業者がアレンジメントのみを行ない、外部の居宅介護事業所に委託して提供する「外部サービス利用型」 があり、当事業所は外部サービス利用型を運営していること等の説明を行った。						
(3) 利用者の現況等報告（サービス管理責任者） 現在当該グループホーム利用者における年齢層や障がい特性等について説明を行った。						
(4) 施設における各種取組状況等報告 ア 虐待防止・身体拘束への取組（管理者） 令和4年度から、身体拘束適正化及び虐待防止のための取組について3点の義務化がされ、						

- ・身体拘束適正化、虐待防止に係る検討を行う委員会の実施
実施している
- ・指針の作成
作成している
- ・研修の実施
執務資料の発出及び朝礼時における教養の実施

イ 施設内事故発生状況（管理者）

発生がない旨の報告を行った。

ウ 苦情等の状況（管理者）

近年においては、エアコンの設置替え、階段手摺設置等入居者の申出に応じて行っている旨の報告を行った。

エ 感染症等対策（管理者）

状況に応じた検温及び食堂テーブルへの遮蔽アクリル板の設置、更に発熱入居者に対する自室食事提供等を実施している旨の報告を行った。

オ 地域及び法人内との関係（管理者）

近隣はアパートとなっていることから、大家に対する適宜訪問挨拶及び当グループホームは賃貸である不動産大家に対する適宜訪問挨拶等を行っている旨の報告を行った。

カ 近隣からの苦情等（管理者）

他アパート自転車小屋の使用、ゴミ捨て等の苦情に対し適切に対応している旨の報告を行った。

(5) 経営状況報告（管理者）

○ 収入

① 入所者の支払い料金は月額

- ・家賃：24,000円
- ・食事代：18,000円
- ・水道料：3,000円

※ 電気料・ガス代は自己契約負担

② 障害者総合支援法に基づく給付

○ 支出

① 大家に対するアパート賃貸料

1部屋24,000円

② 冬季消雪代

30,000円

③ 人件費

④ 必要経費（給食材料費、電気・ガス代、その他）

グループホーム単体での収支はアパート賃貸料があることから赤字であるものの、「指定障がい福祉サービス事業所やまぼうし」としては黒字。

5 意見交換（管理者回答・説明）

(1) 議事内容に対する質疑・意見等

今後も引き続き適切な運営の継続の要望があった。

(2) 施設運営に対する工夫や改善点等

特になかった。

(3) その他

特になかった。

6 米沢市関係者、地域関係者感想・質疑・アドバイス（管理者回答・説明）

(1) 米沢市市議会議員 鳥海隆太

ア 地域連携推進会議の根拠は？

令和6年度の障がい者総合支援法の改正により新設されたもので、指定共同生活援助事業者及び指定障害者支援施設等の各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組の義務付けが規定され、令和6年度は努力義務化、本年度からは義務化された。

イ 生活支援員の配置は必要なのか？

当事業所グループホームは外部サービス型なので配置必要ないものの配置している。介護包括型GHは配置が必要。

ウ グループホームはAP型と一軒家タイプのどちらが人気あるのか？

どちらが良いとかは利用者各人個別により異なるので一概に言えないが需要はAP型が多い傾向

エ 障がい者の数は増加しているのか？

厚生労働省は2024年5月31日に、2022年12月時点の障がい児・者数は1164万6000人で、5年前の前回調査に比べ24・3%増えたとする推計を発表している。障がい種別でみると前回身体障がい者が最多だったが、今回は精神障がい者が56・6%増の614万8000人で最多となり、全体の5割強を占めた。推計は5年に1回実施している「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」の結果などから行った。特に精神障がい者の増加が顕著。

オ 消防用設備の設置基準の法的根拠は？

消防法

カ 自立支援給付における「やまぼうし」の該当給付は？

就労移行支援、就労継続B型、グループホーム何れも訓練等給付

(2) 西部コミュニティーセンター館長 治田 健

ア 地域におけるコミセンと福祉施設の関わりの重要性についての提言が行われた。

イ 地震、風水害対応における地域及び各施設における援助・協力の重要性についての提言が行われた。

7 閉会

参考（会議の状況写真）



今後の課題
確認事項

障がい特性により参加不可能入居（利用者）の参加等